

愛知県職員措置請求書

1 請求の趣旨

監査委員は、愛知県知事に対し一宮市民生児童委員協議会連絡会長（以下連絡会長という）に対して、県が平成25年度～29年度間に支払った交付金額10,634,080円の内、1 交付基準額148,550円の減額と2 交付過払額8,015,474円合計8,164,024円を返還させるために必要な措置を取ることを一宮市民生児童委員協議会連絡会長に勧告するよう求める。

監査請求の理由

(1) 交付申請

交付金は(県)民生委員協議会活動費交付金交付要綱（以下交付要綱という）を基に各連区民生委員協議会の定数に従い、決められた金額を連絡会長が取りまとめ、県に対して一括申請し許可され、連絡会長に支払われ、連絡会長から各民生委員協議会に支払われている。

(2) 実績報告

実績報告書の提出は連絡会長が一宮市長を経由し、翌年度の4月10日までに提出しなければならないと、要綱に記載されている。

(3) 問題点

各年度提出された実績報告書には虚偽の報告、要綱違反等があり下記問題があります。

1 交付基準額の減額

- ①民生委員協議会の回数が年12回に満たない先があり交付基準額の減額が必用な先があること
- ②各連区報告書は一宮市が活動実績等を基に作成していること
- ③事実に基づく報告書が作成されていないこと
- ④活動報告等の提出取り決めもなく、全連区で提出されていないこと
- ⑤報告が正しいとした場合、精算書と辻褃が合わないこと

2 交付過払額

- ①各民生委員協議会の収支計算書又は現金出納簿を基に一宮市が作成していること、県交付金対象が収支計算書で区別されている先は、宮西、神山、西成、大和、萩原連区の5連区のみである。（神山28年度は除く）
- ②各民生委員協議会の収支決算書に粉飾および間違いがあること
- ③(県)民生委員協議会活動費交付金交付要綱（以下交付要綱という）によれば、各民生委員協議会の収支決算書又は現金出納簿の写し(原本証明)を県知事に送付することになっているが、県・市から入手分に違いがあり原本が2種類あ

ること

- ④全額交付金を支払うための改竄を市が行っていること
- ⑤市が、精算額に影響を及ぼす明細書等との間違いを見逃していること
- ⑥交付要綱に規定されていない経費が対象となっていること。又、交付経費の解釈等を場当たりに市が行っていること
- ⑦一宮市は、県・市の民生委員協議会に対する交付金を規定通り全額支払うことを前提としており領収書等でのチェックを県・市ともほとんど行っていないこと
- ⑧現在一宮市民生児童委員協議会連絡会長が会長を務めている大和連区民生児童委員協議会においてすら本来模範的処理をしなければならない立場にあるにもかかわらず、領収書等との確認もなく、下記明細で公金の精算が行われていること

記

大和民生児童委員協議会の「会議等のお茶代の」収支計算書記載状況

27年度 69,462円 大和民児協・14,000円(70円×50名×4回)・役員会議

28年度 60,000円 大和民児協・各月民児協42,000円・各種役員会議

29年度 42,000円 民協定例会12回(毎月1回)70円×50人12回

よって不当利益に当たる。本来ならば一端全額返済させ精算をやり直させるべきですが、住民監査請求の趣旨を踏まえ最低限の返還請求を行います。

(4) 伝票等の流れは下記の通りです

【一宮市民生委員連絡会長→一宮市連絡会長で表示
尾張福祉相談センター長→相談センター長で表示】

(A) 交付金申請から支払いまでの流れ

① 一宮市連絡会長→→愛知県知事(相談センター長)→→一宮市連絡会長
(交付申請) (交付決定)

②相談センター長→→一宮市連絡会長→→各連区民生委員協議会
(お金の流れ)

(B) 精算書の流れ

各連区民生員協議会→→一宮市連絡会長→→一宮市長経由相談センター長

↑①

一宮市

(C) 収支計算書の流れ

各連区民生員協議会→→一宮市→→一宮市連絡会長→→一宮市長経由→→相談センター長(原本の写し添付)

民生委員・児童委員協議会開催実績について（報告）を翌年度4月10日までに提出しなければならないと交付要綱（第4 2）、で規定されているが、平成30年度分についていえば、尾張福祉相談センターに対し4月10日以降再三再四請求するも入手できていないとのことであったが、26年5月15日受領したとのことである。県に対し情報公開請求中であるが5月30日現在入手できておりません。（資料1）

この件については7 追記で説明いたします。

（5）交付要綱の規定

交付要綱によれば、交付金は民生委員協議会の開催に要する費用について、愛知県内の単位民生委員協議会に（先払い）交付するものとし「交付の対象及び基準」について第2項で下記の通り規定されている。

ア 交付の対象となる経費

- ① 民生委員協議会の資料作成・購入費。
- ② 民生委員協議会の会議費・研究会費、茶代、会場借上料及び講師謝礼を含む。
- ③ 民生委員協議会で必要とする通信費。

イ 交付額

算定基準による額

- ① 民生委員協議会ごとの毎年度4月1日現在の民生委員定数に対し金額が確定されている。ただし民生委員協議会の開催回数が年12回に満たない場合は未開催月における民生委員定員数に222円（29年度は220円）を乗じて得た額（改正年度においては、改選前223円、改選後220円を乗じて得た額）を減額すると要綱に記載されている。
- ② 毎年度4月1日現在の民生委員協議会ごとに33,400円。（改選年度において改選後の増を含む。）
- ③ 民生委員協議会の開催経費の支出決算額が、この算定基準を下回った場合は、当該支出決算額とする。

（6）問題点の詳細

1 民生委員協議会の開催回数

①活動記録報告書が提出されているのは23連区中下記表のとおりである。従って何を根拠に知事への報告が市で作成されたのか不明である。（資料2）

年 度	25	26	27	28	29
連区数	15	19	18	17	12

②知事に対する報告は、毎年各民生委員協議会は民生委員協議会開催計画予定

毎月1回に対し実績も各月1回となっており上記活動記録報告書が反映されていない。(資料3～4)

例1：平成26年度北方町連区民生児童委員協議会活動実績によれば、民生委員協議会開催状況開催回数は、県には毎回1回年12回の報告であるが活動実績報告では、16回開催された報告になっている。そして16回分すべてで交付金対象経費が使用されている。(資料5-1)

例2：富士連区において25年5月、26年5月、27年5月活動記録が0である。25年7月保育園七夕祭り、25年9月富士保育園「敬老会」富士小学校運動会、26年2月保育園発表会、26年7月保育園七夕祭り、27年11月富士連区チャレンジ大会、28年3月小学校卒業式・保育園卒園式28年7月保育園七夕祭り、記載先を未開催とした。(資料5-2～3)

2 交付金対象金額 (資料6)

①大志支会、富士、小信中島連区において粉飾が行われている。(資料7-1～3)

②富士、丹陽、大和、今伊勢、萩原、三条、木曾川連区において計算違い(不明金を含む)、記入漏れ等の間違がある。又木曾川連区において、会議の参加人員が年間約何名と記載されているが、県知事への報告は実数で報告されている。平成25年度の場合は、県知事への報告は428名となっているが、会計報告に添付されている資料では約540名となっている。29年度については添付資料もなく何処にも記載されていない。(資料8-1)

③宮西、丹陽町、今伊勢、小信中島、富士において改竄が行われている。訂正箇所は消す、または数字等を訂正し県に提出されている。(資料9-1～2)

④平成28年度富士連区の収支決算書の添付資料は、市職員が数字合わせをしているとしか思えない。しかもコーヒー代100個×450円が4,500円の間違いのまま精算が行われている。(資料9-3)

⑤小信中島の平成25年度収支計算書では市担当者の、チェックの跡があるのに会議費46,780円が83,780円に増額され交付金対象経費になっている。(資料7-3)

上記①～⑤で提出されている資料からだけでも10連区において間違不明金等がある。

⑥県福祉大会、尾西合同研修の経費を、連区・年度により交付金対象経費の場合と含まれない場合がある。(資料10-1～2)

例：西成連区で年度により交付金対象経費の場合と除外の場合がある(資料10-3A)

- ⑦平成 27 年度を例にとれば、小信中島 84,908 円、三条 53,223 円の会議費(お茶代)がなぜ交付対象経費から除外されたのかも不明です。(資料 10-3)
- ⑧大志連区において平成 26 年度平成 26 年度地区定例会費 43,050 円を一旦交付対象経費と認め、その後除外したのかも不明です。(資料 10-4)しかも、県提出の収支報告書によれば 26 年度 11 回人数 114 名 35,290 円コーヒー代が使用されたことになっているが内部資料では 3 回 9,410 円、27 年度金額 45,850 円となっているが、内部資料では 3 回 8,694 円、28 年度 11 回人数 114 名 35,290 円となっています。又、今回の情報提供者で 16 年 12 月 1 日から 28 年 11 月 30 日まで大志連区で民生委員をされていた安達さんの内部調査では平成 25 年度、県提出資料では 12 回人数 132 人となっているが、会計帳簿等では 1 回 2,772 円しか確認できなかったとのこと。しかも、会議は行われていなかったとの証言です。(資料 7-1③)
- ⑨木曾川連区において、平成 27 年度と 28 年度合計で 8 枚 29 件、領収書コピーが添付されていたが、県には 1 枚 2 件しか提出されていない。それ以外は県・市において領収書等での確認が行われた形跡はない。28 年 5 月 15 日分の代金の支払日が 6 月 2 日領収書発行日が 29 年 1 月 23 日になっている(資料 11)
- ⑩民生委員協議会活動費交付金の交付申請において、資料のある平成 25 年～30 年度において、前年度実績・民生委員数の増加にもかかわらず、各年度共協議会開催に要する総経費、資料作成・購入費、会議費、研究会費、通信費すべて同額で交付基準による算定額とその他支出が違うのみである。(資料 3)
- ⑪大志支会において、前民生児童委員の在職中の入手資料、内部調査により粉飾の資料を提出されていても、連区民生児童委員連絡会長・市・県とも放置している。
- ⑫上記を見かねて、市民ポストで市長に調査依頼したが、市長は担当課に丸投げし、担当課は規則で「調査できると記載されている」が、「調査するとは記載されていない」とし調査する気がない。(資料 12～13)

3 請求金額の確定(単位:円)

年度	県費	支出金額	対象	1 2		交付金	県費
				修正後	県費過払		
	交付額	経費外	支出金額	交付額	基準減額	返	
25	2,127,040	6,169,985		5,723,799	446,186	1,680,854	49,290
26	2,122,240	4,180,337		3,692,769	487,568	1,634,672	27,084
27	2,122,240	4,311,120		3,796,606	514,514	1,607,726	44,451

28	2,132,120	6951611	6,485,847	465,764	1,666,356
	27,725	1,638,631			
26~28	6,376,600	15,443,068	13,975,722	1,467,846	
	4,908,754	99,260	4,809,494		
29					
	2,130,440				
	4693678				
	4,137,654				
	556,024				
	1,574,416				
	0				
	1,574,416				
合計	10,634,080	26306731	23,836,675	2,470,056	
	8,164,024	148,550	8,015,474		

連絡会長名：25年度坂上團次郎、26~28年度櫻井征夫、29年度太田一弘

交付金減額連区別明細

単位：円

連区名	交付基準額	減額額	修正交付基準額
神山	459,904	14,652	445,252
大志	256,600	78,122	178,478
富士	393,244	37,774	355,470
奥	431,424	4,460	426,964
萩原	463,424	9,768	453,656
小信中島	393,244	3,774	389,470
合計	2,397,840	148,550	2,249,290

註 活動報告等とあまりにも乖離があり報告に信憑性がないため、全額請求も考えたが、活動実績報告のある25年度~28年度の特にひどいと思われる分だけの請求にしました。

4 1年の経過

不当利得なので1年の制限に引っかからない。

5 まとめ

以上述べた通り本来民生委員協議会が作成し、チェックする立場にある市が、市自身で作成し交付金全額支払うことを仕事として、不足分については基になる収支計算書等を、電話等で質問し辻褄が合うよう自ら修正したり、FAX で取り寄せたりし、さらに不足分については市が改竄を行い全額支払っていたことは明らかであり、本来県に対して収支計算書等の写し(原本証明)を県に提出することになっておりますが、原本の写しでないものが原本の写しとして提出されているところがあります。民生委員協議会作成の収支計算書にも多々間違いがあるため領収書、銀行通帳、現金出納簿等での調査をお願いいたします。又、民生委員協議会活動記録の提出資料が奥連区においては平成 27 年度までは 8 枚以上あったものが 28 年度は 1 枚になり 29 年度は 0 になっております。尾張福祉相談センター管内 9 市町村の民生委員協議会開催実績(報告)においても平成 30 年度分についても一宮市を除く入手先 9 市町すべて虚偽の報告と思われれます。特に長久手市、豊山町、大口町の開催回数は予定実績とも各 1 回となっております。今回も前回住民監査請求の民生委員実費弁償費の時と同様に県全体の改善につながる起点の調査にして頂くことを強く要望いたします。(資料 16)

6 結論

よって、監査請求趣旨記載の通り請求を行います。

7 追記

前述の(4)資料の流れの中で、平成 30 年 5 月 30 未入手であった「平成 30 年度民生委員協議会活動費の実績報告について」を令和元年 5 月 31 日行政文書公開請求で入手した資料によれば、知事の宛「平成 30 年度民生委員協議会実績について(報告)」提出期限平成 30 年 4 月 10 日の提出資料の収支計算書等は各単位(連区)民生委員協議会から提出のあった原本の写しであることの証明日付が、平成 31 年 4 月 10 日、連絡会長の知事宛報告日の発行日が平成 31 年 4 月 10 日となっており、要綱で市長経由で提出となっているのに福祉部生活課長名で平成 31 年 4 月 23 日付となっているが、尾張福祉相談センターの到着日は平成 30 年 5 月 15 日とのことです。このことからだけでも市が行っていることは全く信用できません。このことを県が容認していることを紹介しておきます。(資料 17-1~2)

7 請求者

住所 愛知県一宮市

氏名

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を
請求します。

平成 31 年 6 月 10 日

愛知県監査委員御中

別紙

別紙 1 交付金減額計算書

別紙 2 交付金除外明細

別紙 3 連区別・年度別支出金額と交付金除外明細

別紙 4 年度別・連区別対象外金額明細

添付資料

1. ファクシミリ連絡票
2. 連区別活動報告書等提出先（連区別・年度別明細添付）
3. 民生員協議会活動費交付金の交付申請について（平成 25~29 年度）
4. 各年度民生委員協議会活動費の実績報告について（平成 25~29 年度）
- 5-1. 平成 26 年度 北方町連区民生児童委員協議会活動実績
- 5-2. 富士連区事業活動報告書
- 5-3. 活動記録修正明細
6. 各連区民生児童委員協議会収支計算書等（平成 25~29 年度）
- 7-1. ①大志連区 26~28 年度収入・支出内訳書（内部資料）
②大志連区県提出資料と内部資料の対比表（26・28 年度）
③地区定例会時コーヒー代内部資料と県提出資料比較表
④大志連区収支計算書（平成 25~29 年度）（市から入手）
- 7-2. 平成 26 年度富士連区収支計算書（市から入手）
- 7-3. ①平成 26 年度小信中島連区会計報告（市から入手）
②弁償費出納帳に記入ある分
- 8-1. ①平成 28 年度富士連区収支決算報告書（市から入手）
②平成 28 年度富士連区収支決算報告書（県から入手）
③平成 27 年度丹陽連区収支計算書
④今伊勢連区会計報告状況
⑤今伊勢連区収支決算書（平成 25~29 年度）
⑥平成 26 年度三条連区収支計算書

- ⑦平成 27 年度木曾川連区会計報告書（平成 25~29 年度）
 - 9-1. ①平成 26 年度宮西連区収支計算書（市から入手）
 - ②平成 26 年度丹陽町連区収支計算書（市から入手）
 - ③平成 26 年度今伊勢連区収支計算書（市から入手）
 - ④平成 26 年度小信中島連区会計報告（市から入手）
 - ⑤平成 26 年度富士連区収支計算書（市から入手）
 - 9-2. ①平成 26 年度宮西連区収支計算書（県から入手）
 - ②平成 26 年度丹陽町連区収支計算書（県から入手）
 - ③平成 26 年度今伊勢連区収支計算書（県から入手）
 - ④平成 26 年度小信中島連区会計報告（県から入手）
 - ⑤平成 26 年度富士連区収支計算書（県から入手）
 - 9-3. ①平成 28 年度富士連区会計報告（市から入手）
 - ②平成 28 年度富士連区会計報告（県から入手）
 - 10-1. 尾西地区合同研修会
 - 10-2. 愛知県福祉大会関係経費使用状況総合表
 - 10-3. ①平成 27 年度小信中島連区会計報告
 - ②平成 27 年度三条連区会計報告書
 - 10-3A. 西成連区収支計算書（平成 25~29 年度）
 - 10-4. ①平成 26 年度大志連区収支計算書（市から入手）
 - ②平成 26 年度大志連区収支計算書（県から入手）
 - 11. ①木曾川連区収支計算書に添付されていた領収書（平成 27・28 年度（市から入手分））
 - ②木曾川連区収支計算書に添付されていた領収書（平成 27・28 年度（県から入手分））
 - 12. 市民ポスト等に対する回答
 - 13. 個人活動費弁償費状況（安達さんから入手）
 - 14. 住民監査請求について
 - 15. 愛知県補助金等交付規則
 - 16. 行政文書一部開示決定通知書（31 尾福第 683-3 号）
 - 17-1. 行政文書一部開示決定通知書（31 尾福第 968-2 号）
 - 17-2. ファクシミリ連絡票
- 以上